

改訂意匠審査基準（第 7 部第 4 章）（案）

第 7 部 個別の意匠登録出願

第 4 章 画像を含む意匠

<前略>

74.5.3 創作非容易性

意匠法第 3 条第 2 項の規定の適用についての判断は、画像を含む意匠（意匠法第 2 条第 1 項及び第 2 項により認められるもの全て。）の構成態様において、それらの基礎となる構成要素や具体的態様が本願出願前に公然知られ、又は広く知られており、それらの構成要素を、ほとんどそのまま、又は当該分野においてよく見られる改変を加えた程度で、当該分野においてありふれた手法である単なる組合せ、若しくは、構成要素の全部又は一部の単なる置換えなどがされたにすぎないものであるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠に関しては第 2 部「意匠登録の要件」第 3 章「創作非容易性」、部分意匠に関しては第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」を参照されたい。

74.5.3.1 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について

画像を含む意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者とは、意匠登録出願の時に、本願意匠の意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界の意匠に関する通常の知識に加え、本願意匠と意匠に係る物品の異同を問わない画像に係る意匠（画像部分の用途及び機能、並びに、その形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）に関しても、通常の知識を有する者をいう。

74.5.3.2 当該分野においてよく見られる改変とありふれた手法の例

（1）画像を含む意匠の分野においてよく見られる改変の例

形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について、

（a）矩形角部の隅丸化、立体を模した陰影の付加、構成要素間の隙間の設置、隙間の幅の変更、プルダウン化など、細部の造形の変更

（b）区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色など、色彩の単純な付加

（c）（a）及び（b）のよく見られる改変の単なる組合せ

(2) 画像を含む意匠の分野においてありふれた手法の例

- (a) 置換
- (b) 寄せ集め
- (c) 配置の変更
- (d) 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減
- (e) 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用
- (f) フレーム分割態様の変更
- (g) まとまりある区画要素の削除
- (h) 既存の変化態様の付加
- (i) (a) 乃至 (h) のありふれた手法の単なる組合せ

74.5.3.3 変化する画像について

なお、変化する画像についての意匠法第 3 条第 2 項の規定の適用についての判断は、変化の前後を示す各画像が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、変化の態様について当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるか否かを判断することにより行う。すなわち、以下の①、②の場合には、出願の意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第 3 条第 2 項の規定には該当しない。

①変化の前後を示す各画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるが、変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合

②変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるが、変化の前後を示す各画像は当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作することができたものでない場合

74.5.3.4 当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について

意匠法第 3 条第 2 項の規定の適用について判断を行うに際して、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。ただし、当該判断を行うにあたり、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合には、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものについてのみ考慮する。

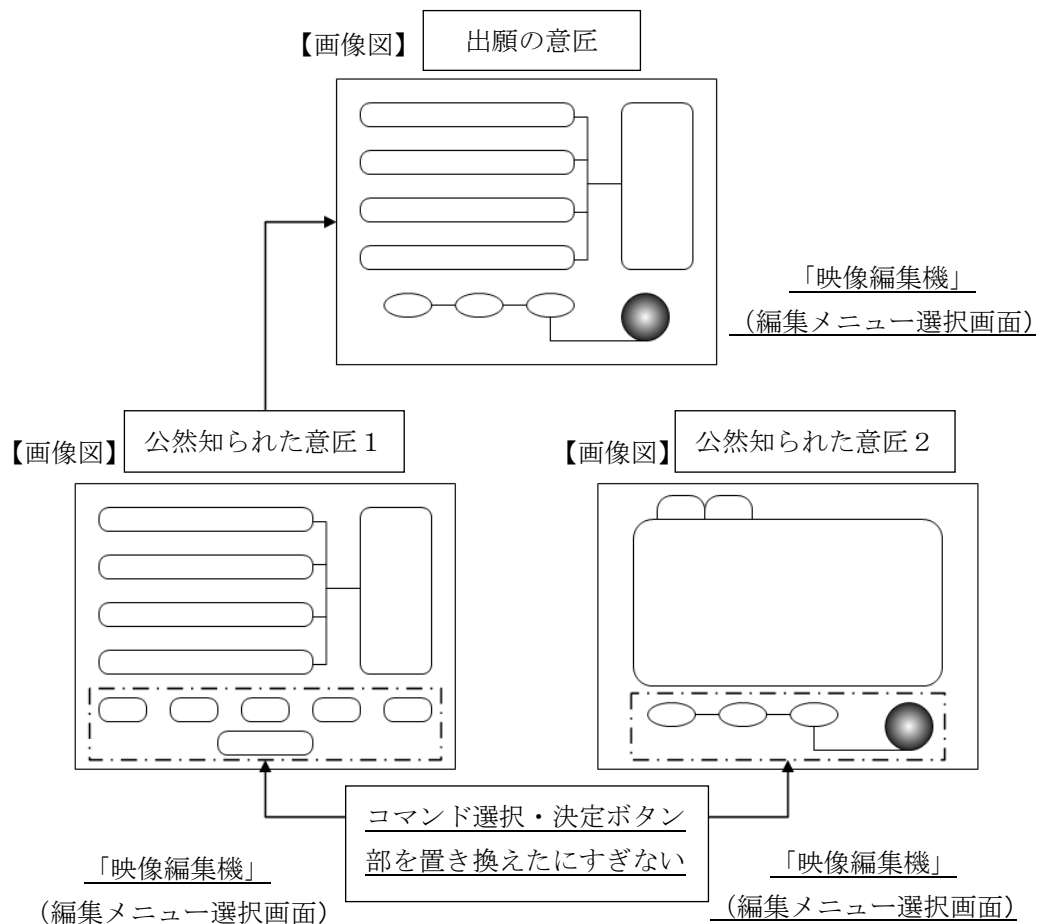
74.5.3.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例

① 置換による意匠

【事例】

公然知られた画像の一部を、他の画像の一部によりほとんどそのまま置き換えて、一つの画像を構成したにすぎない意匠

その意匠の属する分野において、画像の一部を他の画像の一部に置き換えることは、当業者にとってありふれた手法である。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※新規に事例を差し替え

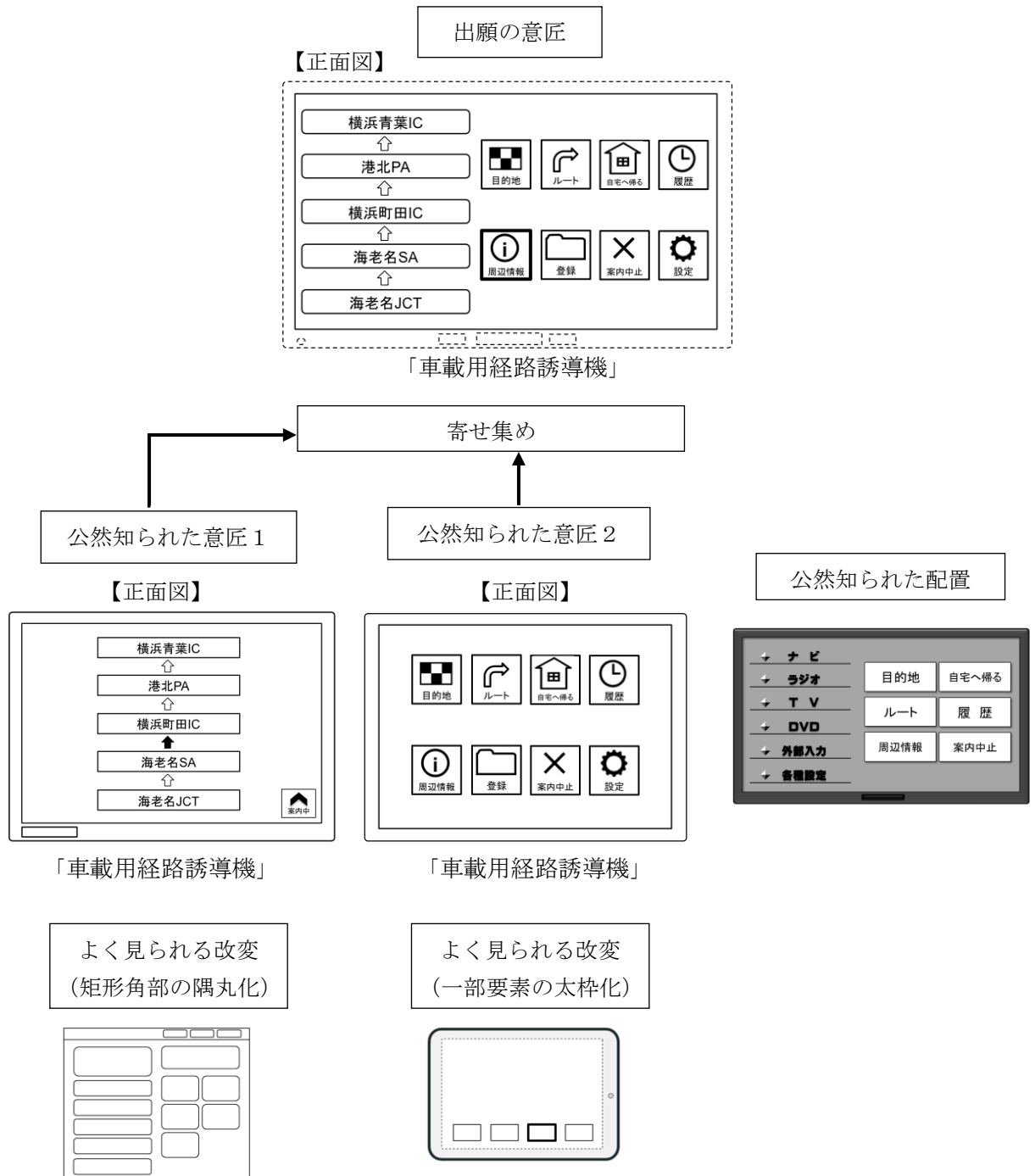
第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

② 寄せ集めによる意匠

【事例】

公然知られた画像を、よく見られる改変を加えて寄せ集めて、一つの画像を構成したにすぎない意匠

その意匠の属する分野において、複数の画像の一部を寄せ集めて一つの画像を構成することは、当業者にとってありふれた手法である。

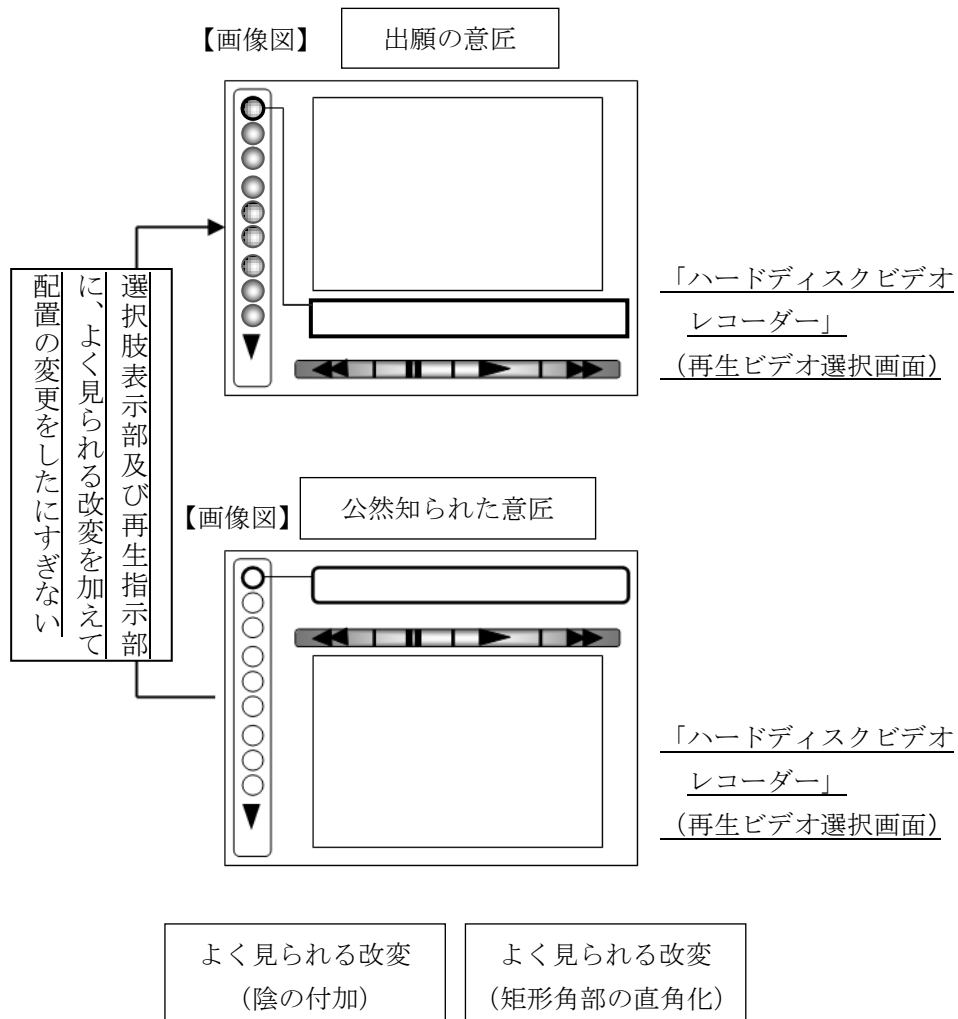


③ 配置の変更による意匠

【事例】

公然知られた画像の一部を、よく見られる改変を加えて、配置を変更して表したにすぎない意匠

~~その意匠の属する分野において、画像の一部の配置を変更することは、当業者にとってありふれた手法である。~~



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

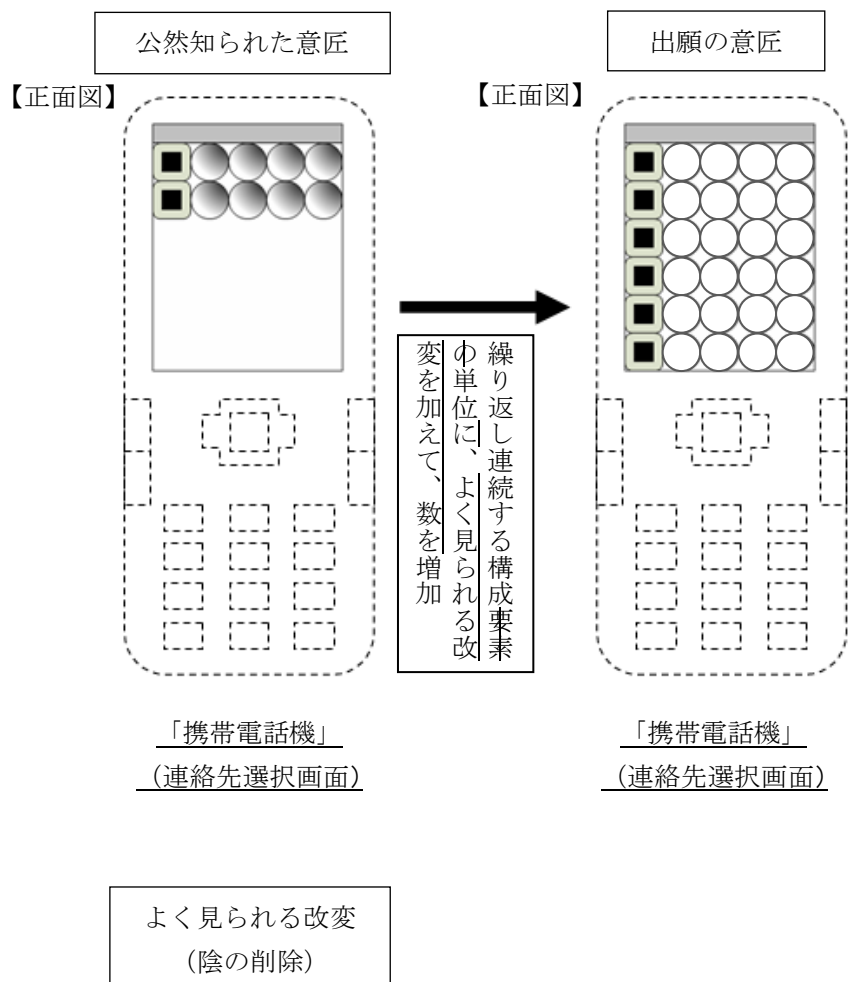
第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

④ 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

【事例】

公然知られた画像の繰り返し連続する構成単位に、よく見られる改変を加えて、数を増加させて表したにすぎない意匠

~~その意匠の属する分野において、繰り返し連続する構成要素の単位を適宜増減させることは、当業者にとってありふれた手法である。~~



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

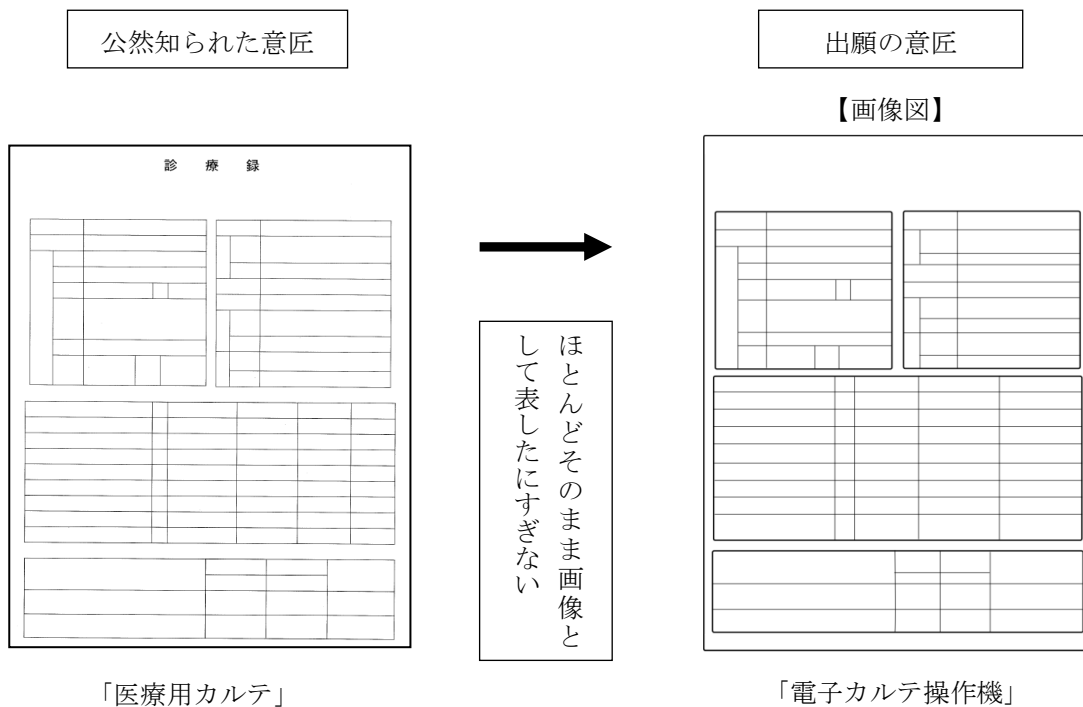
※新規に事例を追加

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

- ⑤ 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用による意匠公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

【事例 1】

公然知られた物品の外観を、ほとんどそのまま、画像として表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※新規に事例を追加

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

【事例 2】

公然知られた物品の外観を、よく見られる改変を加えて、画像として表したにすぎない意匠

公然知られた意匠

「医療用カルテ」

よく見られるプルダウン
メニュー

出願の意匠

【画像図】

「電子カルテ操作機」

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

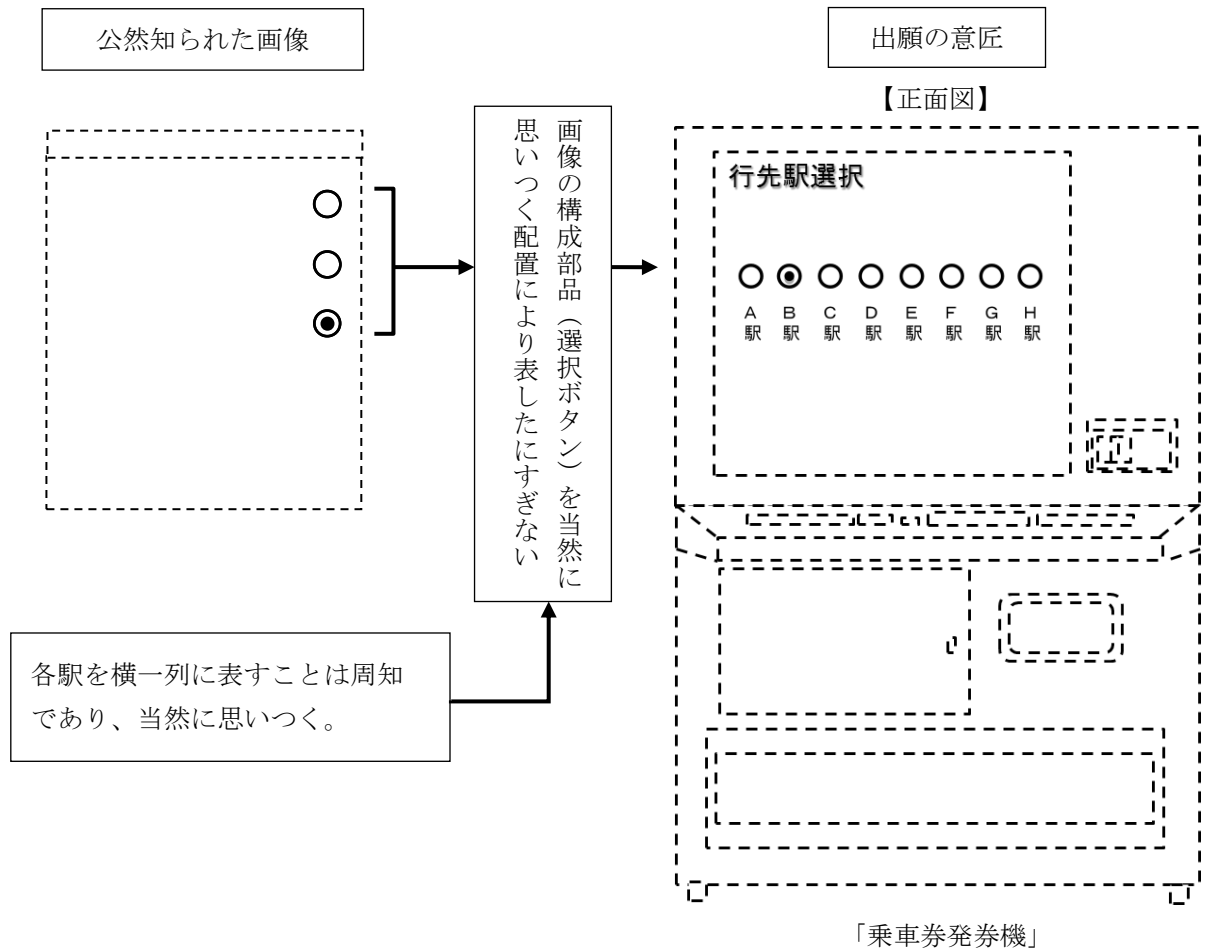
よく見られる改変を加えて
表したにすぎない

※新規に事例を追加

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

【事例 3】

公然知られた画像の構成要素（画像の構成部品）を、ほとんどそのまま、当然に思いつく配置により表したにすぎない意匠（1）



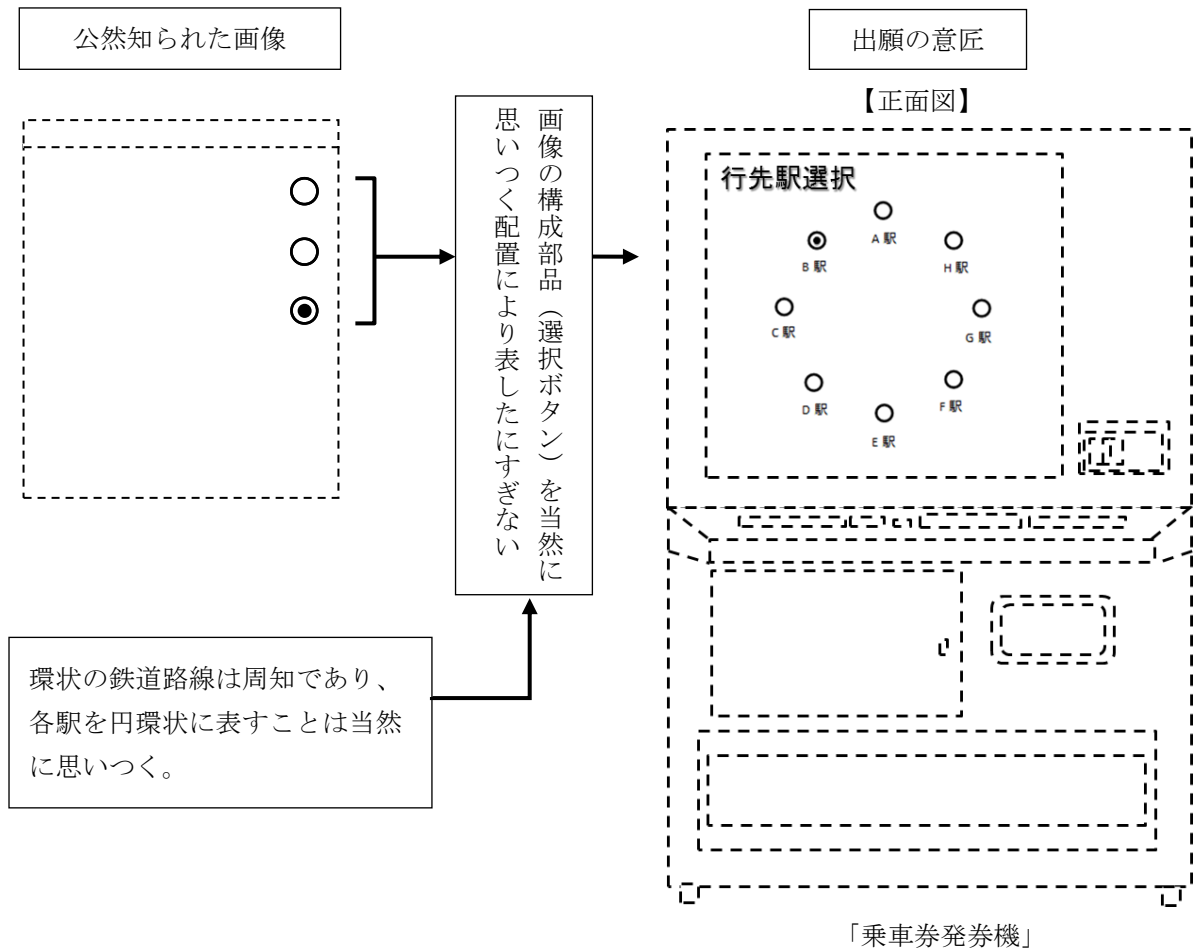
【参考】画像の構成部品の例

チェックボックス	☐ ☒
ラジオボタン	☐ ☒
スクロールバー	
スライダー	<input type="range"/>

※新規に事例を追加

【事例 4】

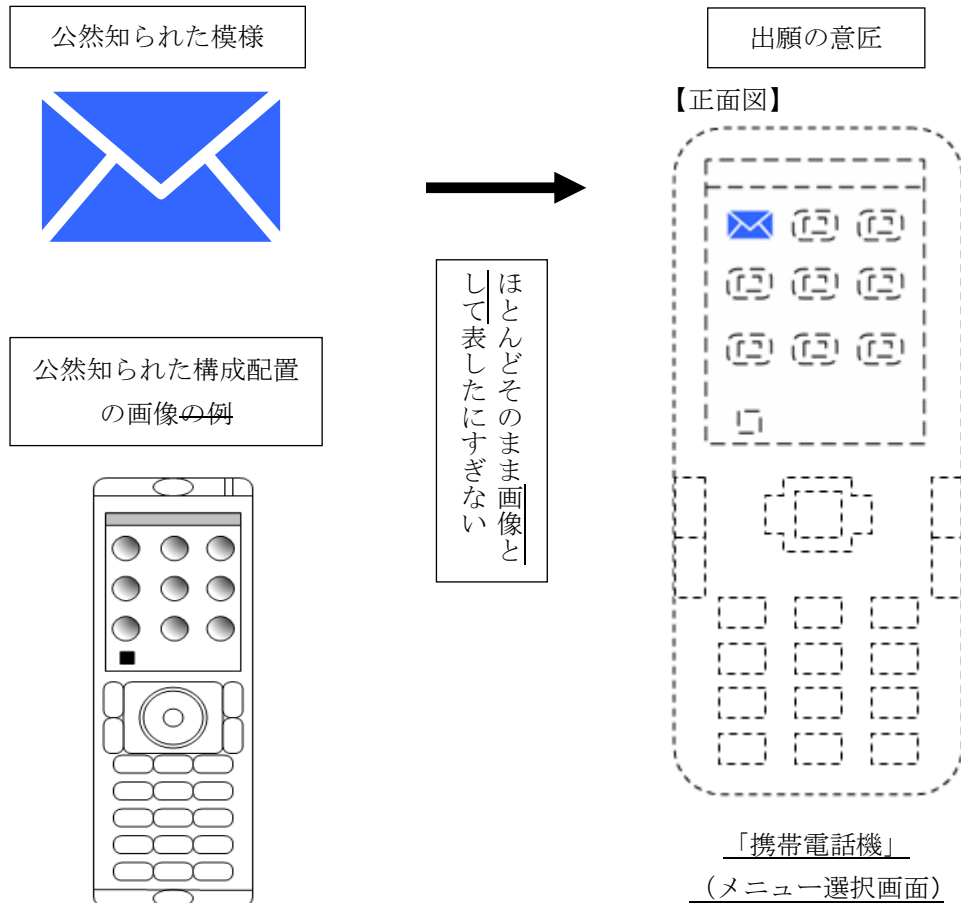
公然知られた画像の構成要素（画像の構成部品）を、ほとんどそのまま、当然に思いつく配置により表したにすぎない意匠（2）



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例 5】-【事例 1】-

公然知られた模様を、ほとんどそのまま、画像として表したにすぎない意匠
その意匠の属する分野において、画像の一部に公然知られた模様をほとんど
そのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。

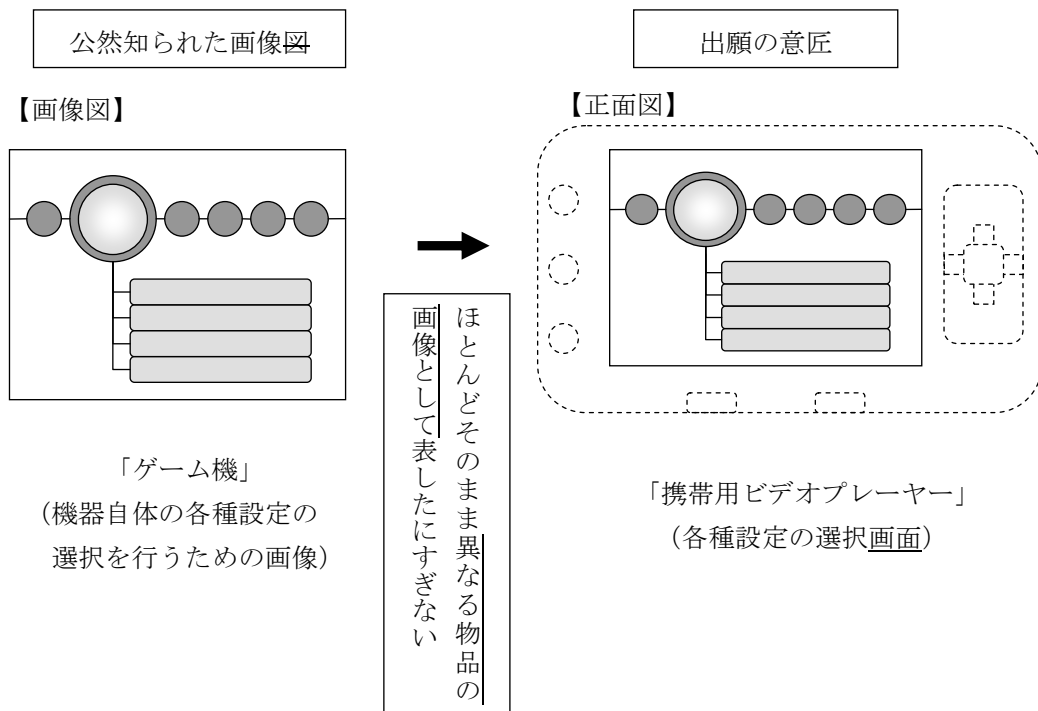


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例 6】-【事例 2】-

公然知られた画像を、ほとんどそのまま、異なる物品の画像として表したにすぎない意匠

その意匠の属する分野において、出願の意匠に公然知られた画像をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。



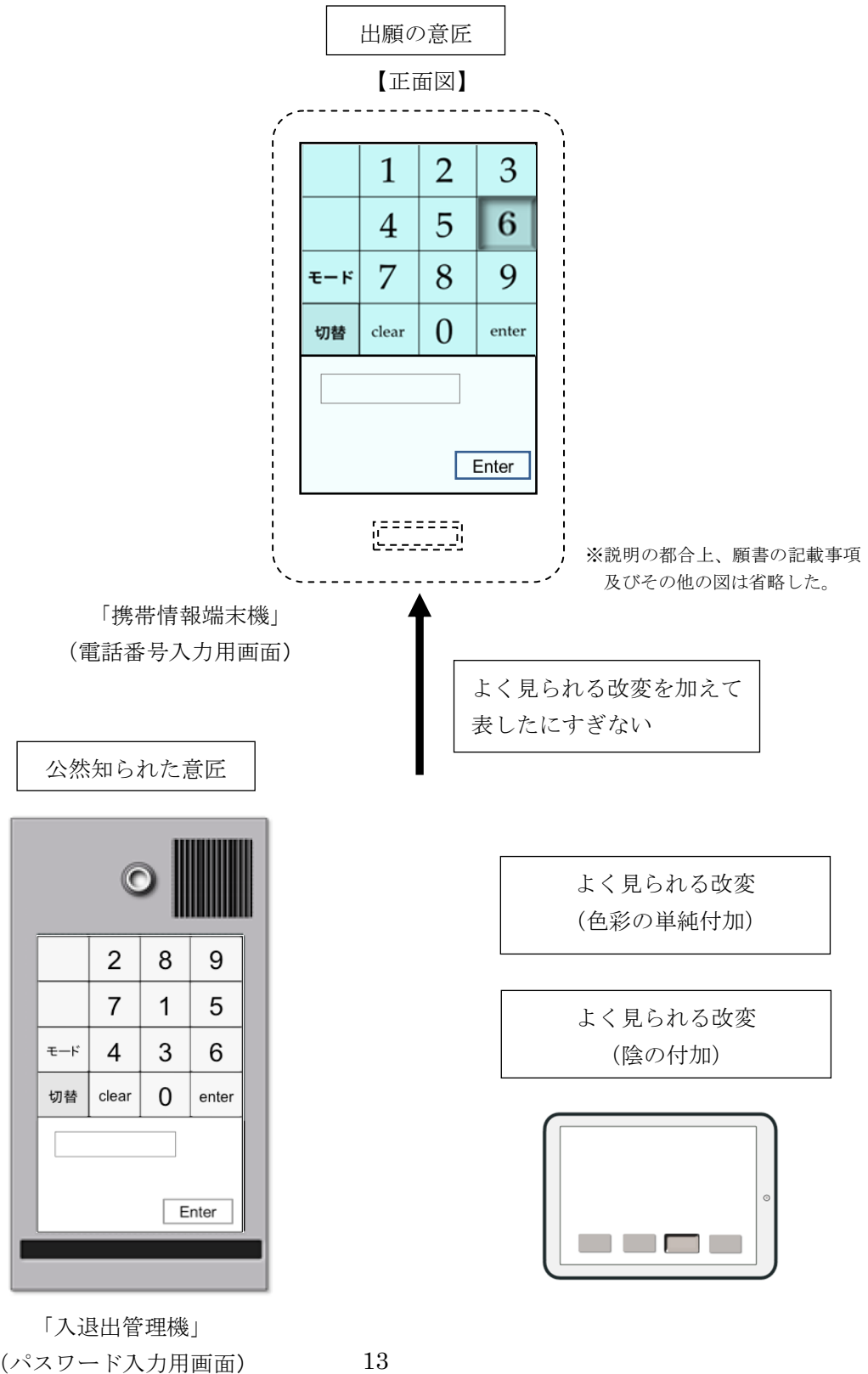
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※新規に事例を追加

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

【事例 7】

公然知られた画像を、よく見られる改変を加えて、異なる物品の画像として表したにすぎない意匠

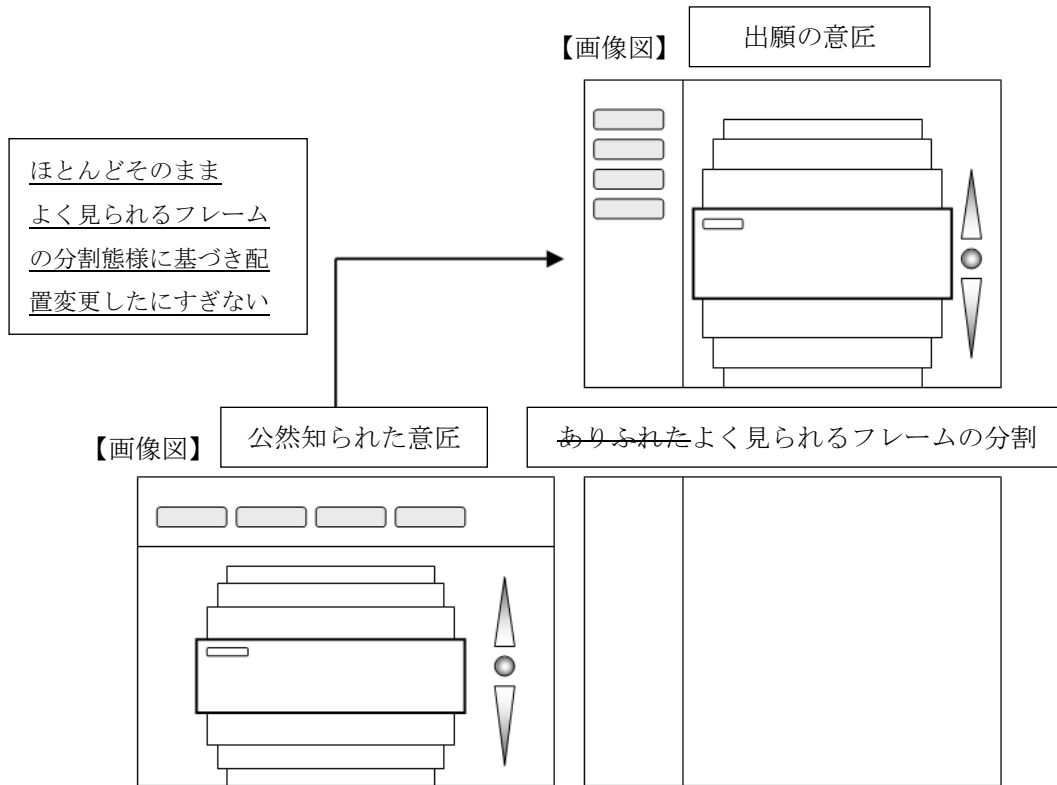


第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

⑥ フレームの分割態様の変更による意匠を変更したにすぎない意匠

【事例】

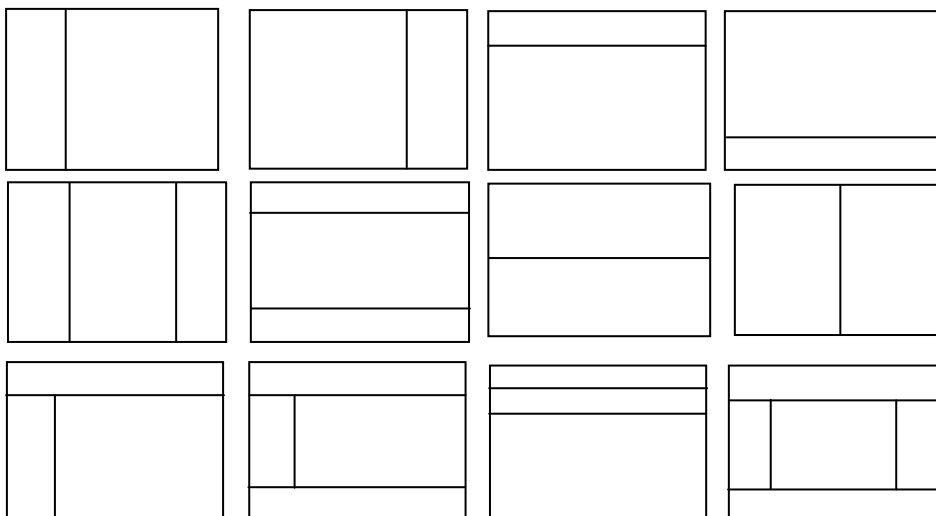
公然知られた画像を、ほとんどそのまま、よく見られるフレームの分割態様に基づき配置変更して表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した

【参考】

ありふれたよく見られるフレームの分割態様の例



※新規に事例を追加

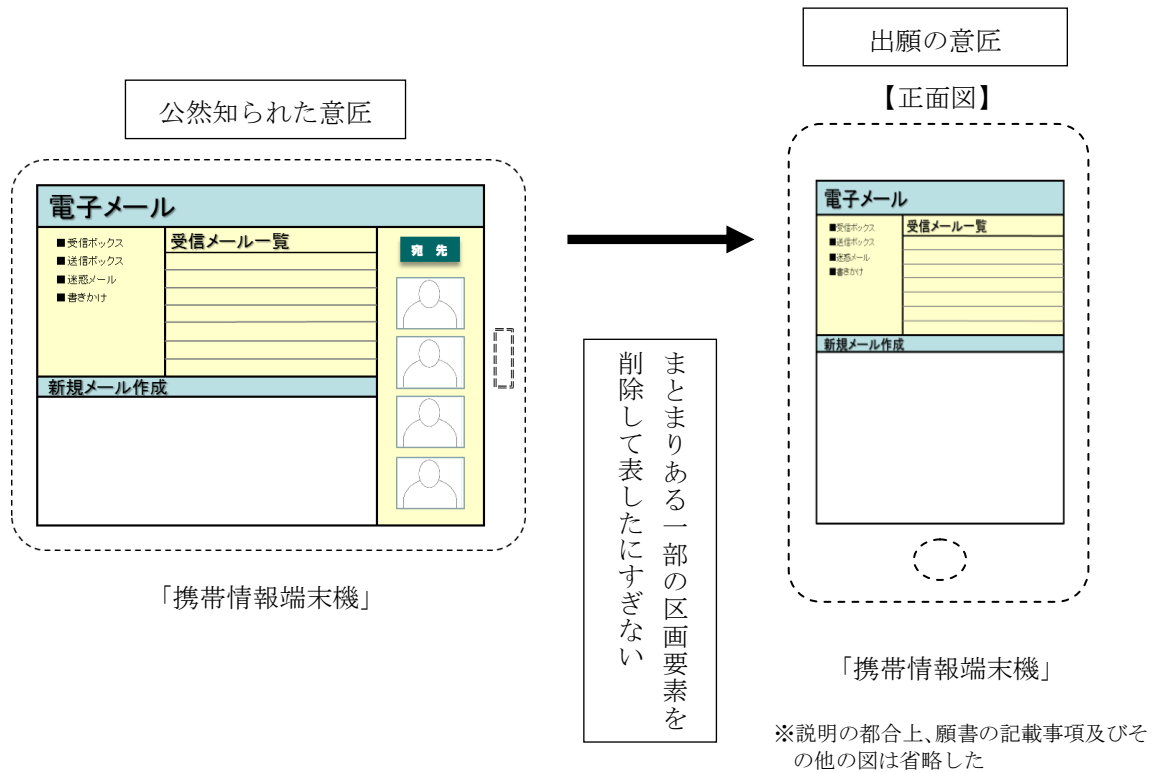
資料 1 - 3

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

⑦ まとまりある区画要素の削除による意匠

【事例】

公然知られた画像を、ほとんどそのまま、まとまりある一部の区画要素を削除して表したにすぎない意匠

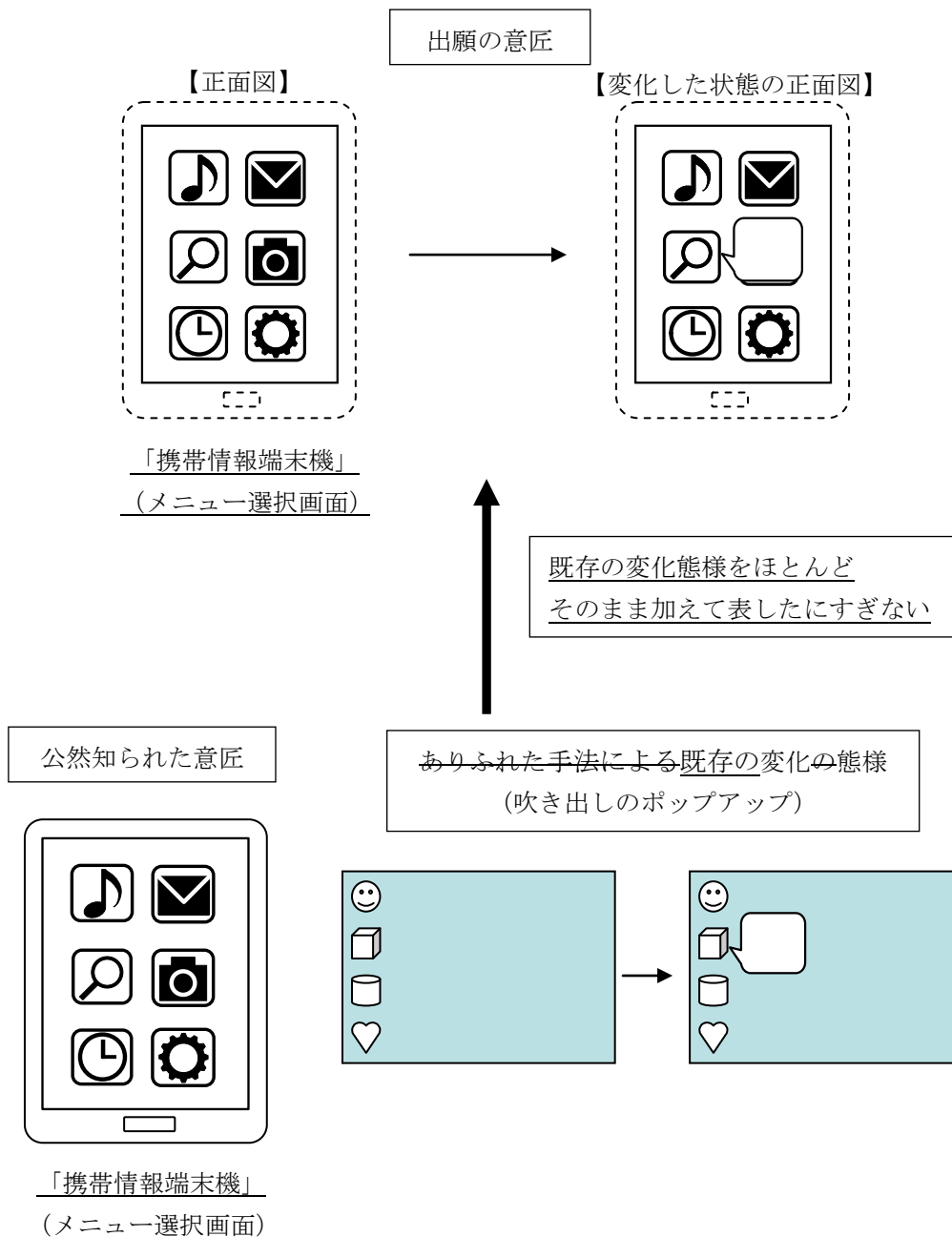


第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

⑧ 既存の変化態様の付加による意匠⑦公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づきありふれた手法による変化の態様を表したにすぎない意匠

【事例 1】

公然知られた画像に、既存の変化態様をほとんどそのまま加えて表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※新規に事例を追加

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

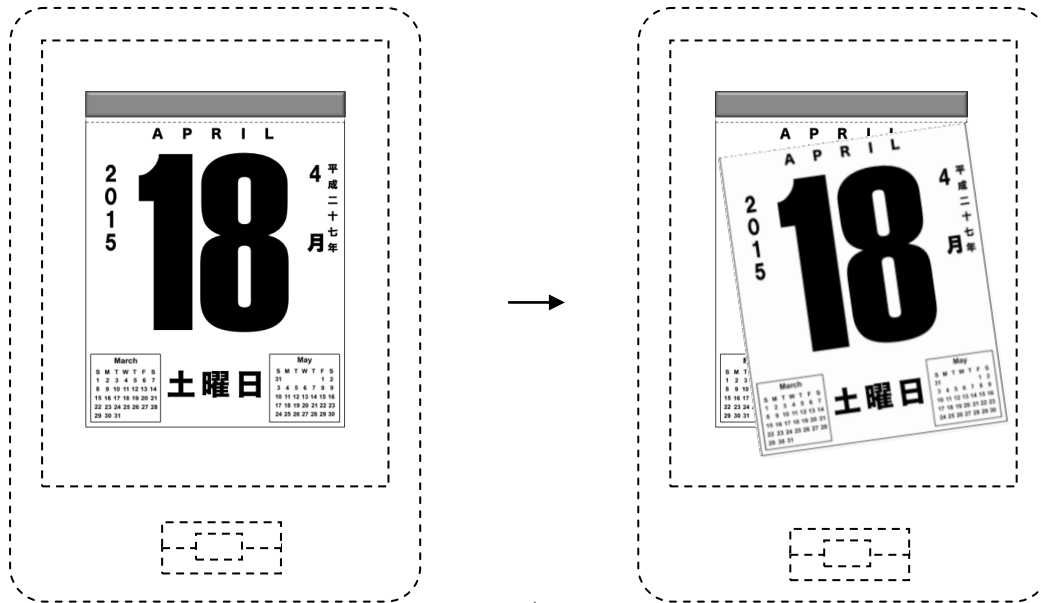
【事例 2】

公然知られた物品の外観に、既存の変化態様をほとんどそのまま加えて、画像として表したにすぎない意匠

出願の意匠

【正面図】

【変化した状態の正面図】



「携帯情報端末機」
(カレンダー表示画面)

既存の変化態様をほとんどそのまま
加えて画像として表したにすぎない

※説明の都合上、願書の記載事項及び
その他の図は省略した

公然知られた意匠



「日めくりカレンダー」

第 7 部 個別の意匠登録出願 第 4 章 画像を含む意匠

なお、変化前の画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであっても、変化の態様が当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合には、出願意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第 3 条第 2 項の規定には該当しない。

<後略>